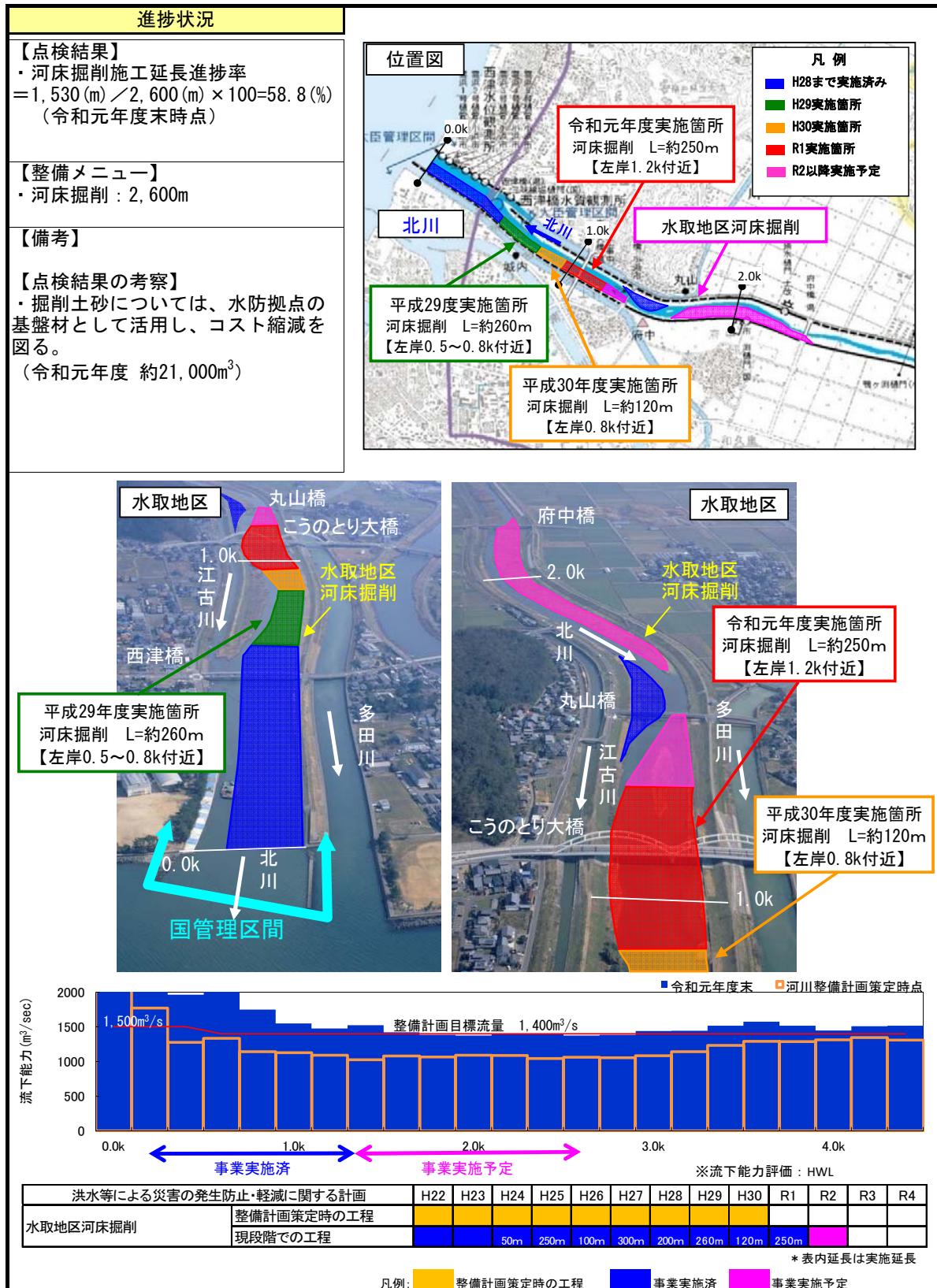


北川水系事業進捗点検個票 一覧

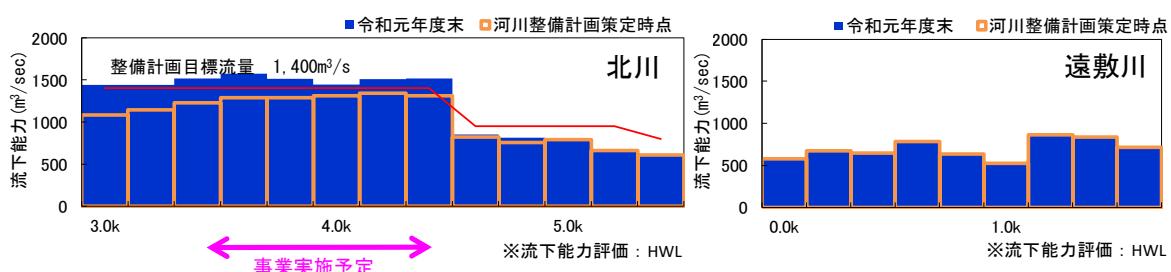
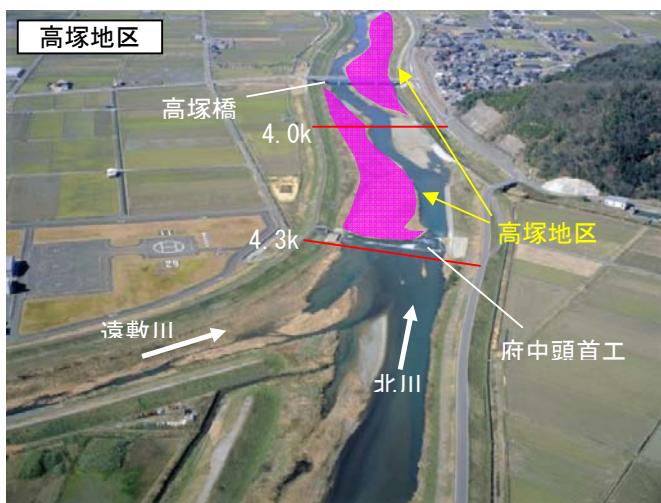
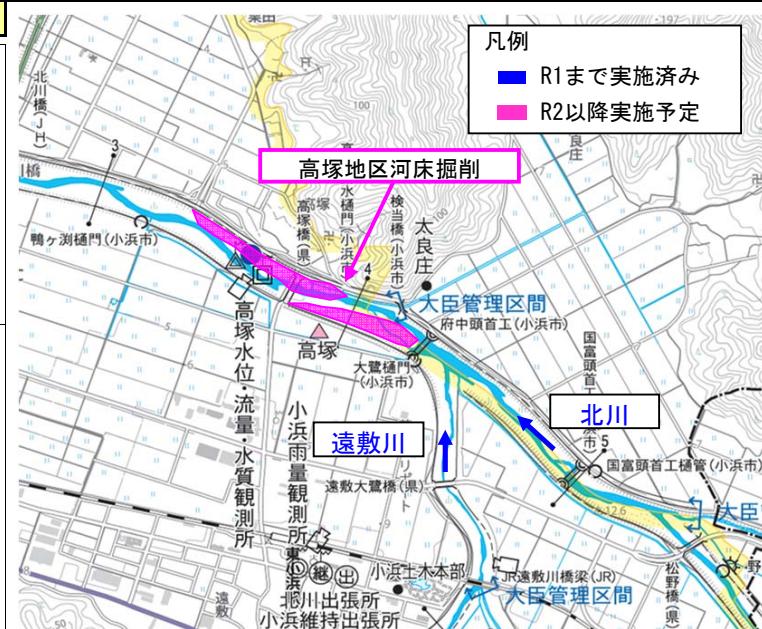
近畿地方整備局

河川の整備の実施に関する事項	項目	No	個別の項目
4. 1 河川工事の目的、種類および施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設等の機能の概要	4.1.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	水取地区河床掘削 高塚地区河床掘削 府中頭首工改築 遠敷川合流点上流部の堤防拡築 遠敷川合流点下流部の堤防拡築 遠敷川合流点上流部の堤防強化 遠敷川合流点下流部の堤防強化 侵食対策 地震対策 霞堤の保全
	4.1.2 河川環境の場の整備と保全に関する事項	11 12	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全 生物移動の連続性の確保
4. 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所		13 14 15	維持管理計画の策定 維持管理実施計画の策定 河川カルテの更新
	4.2.1 河川管理施設等の機能維持	16 17 18 19	河川巡視の実施 堤防、護岸等の維持管理の実施 河川構造物等の維持管理の実施 許可工作物の維持管理の実施
	4.2.2 河川区域の管理	20 21 22	樹木管理の実施 河道管理の実施 不法投棄の防止
	4.2.3 河川空間の利用	23	河川空間の適正な利用の促進
	4.2.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	24 25 26 27	河川水の利用の調整 流水の正常な機能の維持 渇水時の対応 水環境(水質)の保全
	4.2.5 河川環境に関する事項	28 29	外来種対応の実施 河川景観の保全
	4.2.6 危機管理に関する事項	30 31	危機管理に関する事項 住民への情報提供
4. 3 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	4.3.1 河川に関する学習	32	河川に関する学習
	4.3.2 河川工事における配慮	33	河川工事における配慮
	4.3.3 モニタリング	34	モニタリング
	4.3.4 地域住民、関係機関との連携	35	地域住民、関係機関との連携

事業進捗点検	No001	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-4	P4-1～P4-3	R2	
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 （1）洪水を安全に流す取り組み 整備箇所：①水取地区				
内容	整備メニュー：河床掘削				
指標	・施工延長（m）				
点検方法	・整備進捗率（%） =施工済延長（m）／計画延長（m）×100				



事業進捗点検	No002	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度		
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項				
		P3-4	P4-1, P4-4				
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (1) 洪水を安全に流す取り組み						
	整備箇所：②高塚地区						
内容	整備メニュー：河床掘削						
指標	・施工延長(m)						
点検方法	・整備進捗率 (%) =施工済延長 (m) / 計画延長 (m) × 100						



凡例：

整備計画策定時の工程

事業実施済

事業進捗点検	No003	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-4	P4-1	R10	毎年
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (1) 洪水を安全に流す取り組み				
	整備箇所：②高塚地区				
内容	整備メニュー：水位低下方策の実施（府中頭首工）				
指標	・事業費（億円）				
点検方法	・事業費進捗率（%）				

進捗状況

【点検結果】

- 未着手。（調整中）
- 計画延長（府中頭首工）

【備考】

【点検結果の考察】

- 高塚地区の河床掘削後の事業着手に向け、調整中。

北川 **遠敷川** **高塚地区** **遠敷川** **北川** **高塚橋** **4.0k** **4.3k** **高塚地区**

北川 **遠敷川**

令和元年度末 河川整備計画策定期

北川	遠敷川
整備計画目標流量 1,400m³/s	整備計画目標流量 1,400m³/s
1,400	1,400
1,200	1,200
1,000	1,000
800	800
600	600
400	400
200	200
0	0

※流下能力評価：HWL

洪水等による災害の発生防止・軽減に関する計画 **整備計画策定期の工程** **事業実施済** **事業実施予定**

洪水等による災害の発生防止・軽減に関する計画	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
整備計画策定期の工程													
現段階での工程													

凡例： **整備計画策定期の工程** **事業実施済** **事業実施予定**

事業進捗点検	No004-005	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-4	P4-5～P4-6	R19	毎年
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (2) 堤防の安全性の確保（堤防断面形状確保）				
内容	堤防断面形状確保（堤防拡築）				
指標	・施工延長(m)				
点検方法	・整備進捗率 (%) =施工済延長 (m) / 計画延長 (m) × 100				

進捗状況

【点検結果】		【備考】
・未着手。	・計画延長	【点検結果の考察】
・堤防拡築：約8,200m (令和元年度末時点)		・堤防の安全性の確保は、本川の掘削を優先しつつもその進捗状況を踏まえながら実施していく。

堤防拡築 整備箇所

① 西津地区	⑧ 日笠地区
② 府中地区	⑨ 堤地区
③ 高塚地区	⑩ 天徳寺地区
④ 太良庄地区	⑪ 上吉田地区
⑤ 国分地区	⑫ 三宅地区
⑥ 平野地区	⑬ 関地区
⑦ 玉置地区	

堤防断面形状確保（堤防拡築）のイメージ

現況堤防断面
計画堤防断面

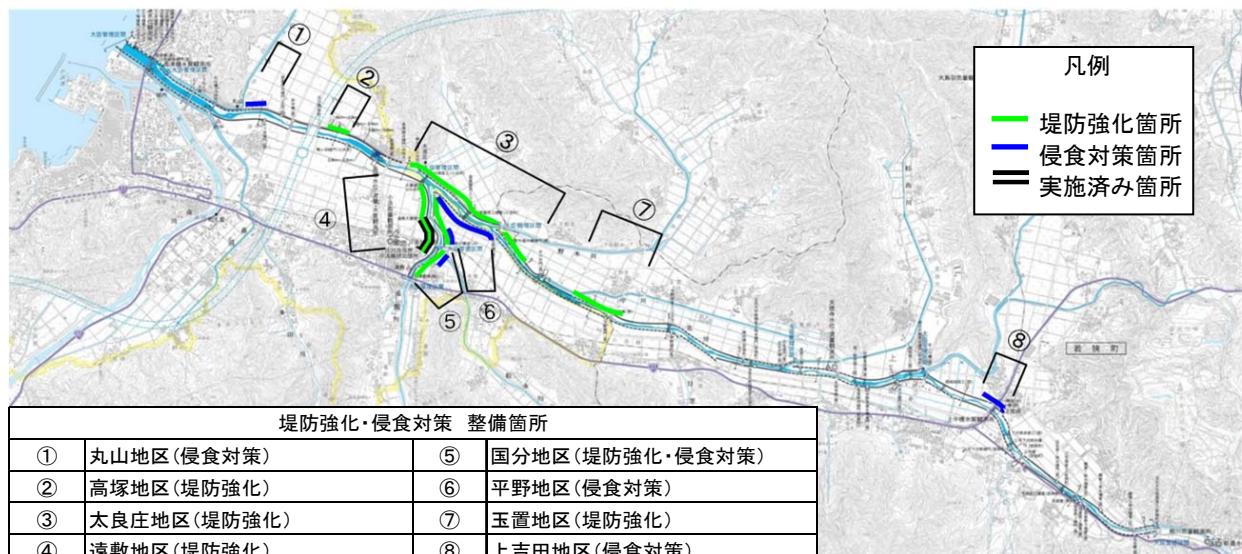
本来堤防が有するべき計画の断面積（高さ・幅含む）を満足していない堤防について、盛土等を施し、計画断面を確保する。

洪水等による災害の発生防止・軽減に関する計画		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	
堤防拡築	整備計画策定期の工程																					⑤、⑥地区								
	現段階での工程																					①、③、④、⑦、⑧、⑨、⑩、 ⑪、⑫、⑬地区								

凡例: ■ 整備計画策定期の工程 ■ 事業実施済 ■ 事業実施予定

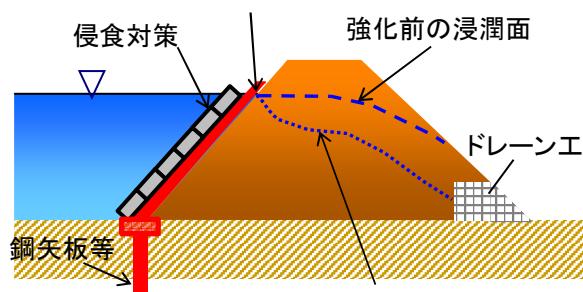
事業進捗点検	No006-008	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-4	P4-5～P4-6	R18	毎年
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (2) 堤防の安全性の確保(堤防安全性確保)、(侵食対策)				
内容	堤防安全性確保(堤防強化) 侵食対策				
指標	・施工延長(m)				
点検方法	・整備進捗率 (%) =施工済延長 (m) / 計画延長 (m) × 100				

進捗状況	
<p>【点検結果】 ・堤防強化施工延長進捗率 $=400(\text{m}) / \text{約}5,500(\text{m}) \times 100 = 7.3\%$ ・計画延長 堤防強化：約 4,500m 侵食対策：約 1,000m (令和元年度末時点)</p>	<p>【備考】 ・堤防強化については、「河川堤防の浸透に対する照査・設計のポイント」に基づき、平成26年度に照査を実施し、要整備区間として約4,500m抽出した。</p> <p>【点検結果の考察】 ・堤防の安全性の確保は、本川の掘削を優先しつつもその進捗状況を踏まえながら実施していく。</p>



堤防安全性確保(堤防強化)のイメージ

被覆材料(遮水シート等)



河川水の浸透による漏水やすべり崩壊などを原因とする堤防破壊に対するため、堤体内の水位低下を促すドレン工等を設置し、堤防の安全性を向上させる。

洪水等による災害の発生防止・軽減に関する計画	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21
整備計画策定期の工程																												
堤防強化・侵食対策	②、④、⑤、⑥地区																								①、③、⑦、⑧地区			
現段階での工程	400 m																											

*表内延長は実施延長

凡例: 黄色: 整備計画策定期の工程
青色: 事業実施済
ピンク: 事業実施予定

事業進捗点検	No009	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-5	P4-5～P4-6	R21まで 継続	毎年
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (2) 堤防の安全性の確保 (3) 地震対策				
内容	堤防、水門・樋門等の耐震点検と対策				
指標	・対策の実施状況				
点検方法	・対策施設数 (%) = 対策済施設数 / 対策必要施設数				

進捗状況

【点検結果】

○堤防に関する耐震点検及び耐震対策の実施状況

- ・現在、北川（遠敷川含む）の堤防耐震対策については河川構造物の耐震性能照査指針（案）・同解説（H19.3）に基づく点検を完了しているが、H23.3.11東日本大震災を踏まえた最新の知見や基準・マニュアルに基づいた点検については、北川河口部の津波高が未確定のため未実施である。

今後については、海岸管理者が公表する津波高が確定次第、最新の知見や基準・マニュアルに基づき順次予算の範囲内で耐震性能（L2）の点検を実施し、必要に応じて対策を実施する。

○河川構造物に関する耐震点検及び耐震対策の実施状況

- ・水門・樋門：4箇所のうち、耐震点検実施済は0。

種別	名称	耐震性能	耐震対策	備考
		評価	実施状況	
水門・樋門	三味線堀樋門	未照査	未実施	
	市ヶ渕樋門	未照査	未実施	
	中川水門	未照査	未実施	
	平井川樋門	未照査	未実施	

今後、耐震点検の実施を踏まえ、必要に応じて対策を実施する。

【点検結果の考察】

現在堤防については、海岸管理者が設定する施設設計上の設計津波（L1津波高）及び総合的防災対策を構築する上で想定する津波（L2津波高）が未設定であることから、津波の河川遡上の設定が出来ず、耐震点検が未実施である。今後は海岸管理者とともにL1、L2津波高さの設定における基本事項をオーバーライズさせ、L1、L2津波高さについて設定させる必要がある。

尚、L2津波高さについては、『日本海における大規模地震に関する検討会の津波断層モデル（国土交通省・内閣府・文部科学省）』がH26.8に公表されたところである。

事業進捗点検	No010	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度	
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項			
		P3-4	P4-6			
項目	4. 1. 1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減 (4) 震堤の保全					
内容	震堤の保全（機能維持）					
指標	・震堤の機能維持に関する施策の実施状況					
点検方法	・震堤の機能維持に関する関係機関との調整や情報提供についての実施状況を確認					

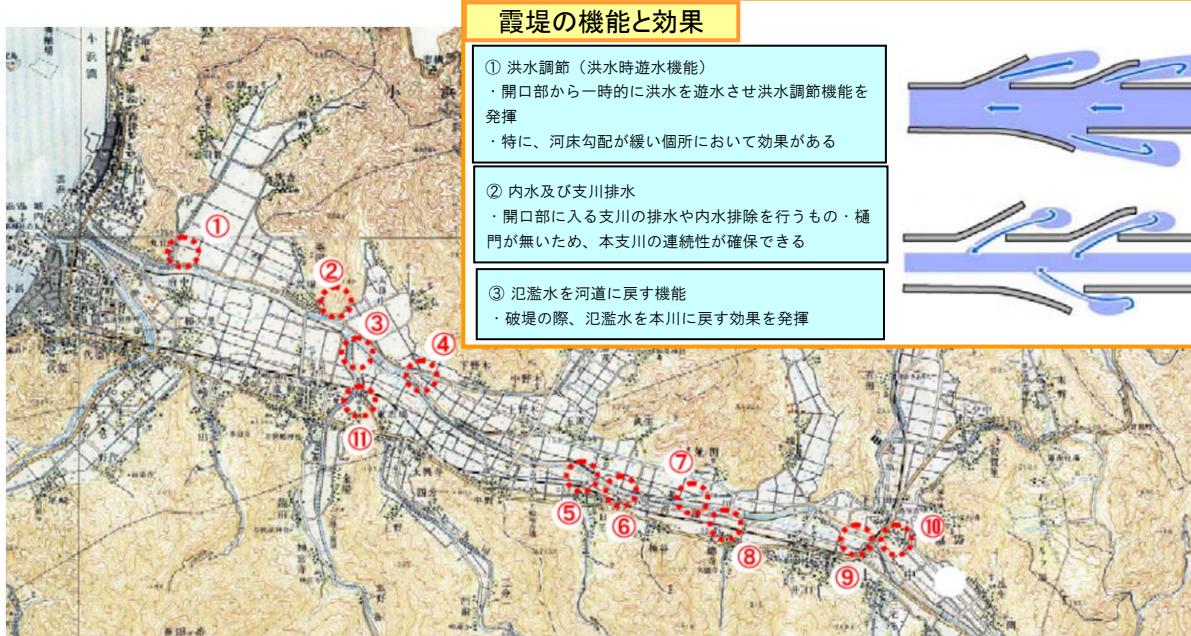
進捗状況

【点検結果】

○震堤

震堤の効果については引き続き関係自治体と協力し、震堤の機能維持に努める。

北川水系では、11カ所の震堤が主に支川合流点に現存しており、洪水調節効果、内水及び支川排水、氾濫水を河川に戻す機能を有している。



○江古川

江古川については、平成25年台風18号の後、管理者である福井県が検討している治水対策に対して必要となる情報（水文データなど）の提供を行っている。

【点検結果の考察】

今後も震堤の保全を行っていくとともに、震堤の効果の検証も実施していく必要がある。

事業進捗点検		No011-012	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度																																																																																																																					
			河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項																																																																																																																							
			P3-7	P4-6～P4-8	R21まで継続	毎年																																																																																																																					
項目	4. 1. 2 河川環境の場の整備と保全 (1) 動植物の生息・生育・繁殖環境																																																																																																																										
内容	<p>河床掘削にあたり掘削形状を工夫することにより下流部感潮域における水域浅場でのシロウオ、シラウオの産卵場や陸域でのヨシ帯・シオクグを保全。</p> <p>平水位以下の掘削を行わないことにより府中頭首工下流域におけるアユやサケ等の魚類の生息環境を保全。また、低水敷等の河道整正により瀬・淵を創出。</p> <p>横断工作物の落差解消（縦断的連続性の確保）のため、NPO、関係機関等と連携し、流域全体の物理的環境（水量や水質等）や上下流の連続性の実態を調査。施設管理者への魚道の設置・改善を指導。水路等の落差解消（水路等との連続性の確保）のため、NPO、関係機関等と連携し、水路等の物理的環境（水量や水質等）の実態を調査。施設管理者への魚道の設置、樋門・樋管の改築を指導。</p>																																																																																																																										
指標	<ul style="list-style-type: none"> シロウオ等の産卵場やヨシ帯・シオクグの保全状況 アユやサケ等の魚類生息環境の保全状況 横断工作物の落差解消に関する施策の実施状況 水路等の落差解消に関する施策の実施状況 																																																																																																																										
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> シロウオ等の産卵場やヨシ帯・シオクグの保全状況の確認 アユやサケ等の魚類生息環境の保全状況の確認 横断工作物の落差解消に関する施策の実施状況の確認 水路等の落差解消に関する施策の実施状況の確認 																																																																																																																										
進捗状況																																																																																																																											
<p>【点検結果】</p> <p>1. 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全 平成24～30年度に実施した河床掘削については、シラウオ、シロウオの産卵場やシオクグ、ヨシ原などに工事の影響が出ないように配慮し、これらが生育・生息・繁殖する場所から離れた箇所で実施した。</p> <p>2. 生物移動の連続性の確保 平成26年度に、横断工作物の魚類遡上機能調査を行っており、魚道の破損や土砂堆積による魚道の機能低下を確認した。</p>																																																																																																																											
<p style="text-align: center;">横断工作物の魚類遡上機能調査（平成26年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設番号</th> <th>施設名称</th> <th>施設構造</th> <th>距離標(km)</th> <th>魚道の位置</th> <th>魚道の形式</th> <th>本体評価 (魚類の遡上可否)</th> <th>魚道評価 (魚類の遡上可否)</th> <th>総合評価 (魚類の遡上可否)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>府中頭首工</td> <td>堰</td> <td>4.3</td> <td>右岸</td> <td>斜路式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>国富頭首工</td> <td>堰</td> <td>5.0</td> <td>右岸</td> <td>階段式</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>平野頭首工</td> <td>堰</td> <td>8.0</td> <td>中央</td> <td>階段式</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>日笠頭首工</td> <td>堰</td> <td>9.2</td> <td colspan="2">魚道無し</td> <td>×</td> <td>— 魚道無し</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>武生頭首工</td> <td>堰</td> <td>9.5</td> <td>左岸</td> <td>階段式</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>塔ノ下床固工</td> <td>床固</td> <td>9.9</td> <td>全面</td> <td>斜路式</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>成之部床固工</td> <td>床固</td> <td>10.4</td> <td>左岸</td> <td>斜路式</td> <td>△</td> <td>×</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>世野見井堰</td> <td>堰</td> <td>10.6</td> <td>左岸</td> <td>階段式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>堤頭首工(堤床固工)</td> <td>堰</td> <td>11.8</td> <td>右岸</td> <td>斜路式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>孫城床固工</td> <td>床固</td> <td>11.7</td> <td>全面</td> <td>斜路式</td> <td>— 堤体自体が魚道</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>三宅下河原井堰</td> <td>堰</td> <td>13.0</td> <td>右岸</td> <td>階段式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>三宅頭首工</td> <td>堰</td> <td>13.8</td> <td>左岸</td> <td>階段式</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>「機能している」:○、「機能低下の可能性がある」:△、「機能低下がみられる」:×</p>							施設番号	施設名称	施設構造	距離標(km)	魚道の位置	魚道の形式	本体評価 (魚類の遡上可否)	魚道評価 (魚類の遡上可否)	総合評価 (魚類の遡上可否)	1	府中頭首工	堰	4.3	右岸	斜路式	×	×	×	2	国富頭首工	堰	5.0	右岸	階段式	○	×	○	3	平野頭首工	堰	8.0	中央	階段式	△	×	△	4	日笠頭首工	堰	9.2	魚道無し		×	— 魚道無し	×	5	武生頭首工	堰	9.5	左岸	階段式	△	×	△	6	塔ノ下床固工	床固	9.9	全面	斜路式	○	△	○	7	成之部床固工	床固	10.4	左岸	斜路式	△	×	△	8	世野見井堰	堰	10.6	左岸	階段式	×	×	×	9	堤頭首工(堤床固工)	堰	11.8	右岸	斜路式	×	×	×	10	孫城床固工	床固	11.7	全面	斜路式	— 堤体自体が魚道	×	×	11	三宅下河原井堰	堰	13.0	右岸	階段式	×	×	×	12	三宅頭首工	堰	13.8	左岸	階段式	×	×	×
施設番号	施設名称	施設構造	距離標(km)	魚道の位置	魚道の形式	本体評価 (魚類の遡上可否)	魚道評価 (魚類の遡上可否)	総合評価 (魚類の遡上可否)																																																																																																																			
1	府中頭首工	堰	4.3	右岸	斜路式	×	×	×																																																																																																																			
2	国富頭首工	堰	5.0	右岸	階段式	○	×	○																																																																																																																			
3	平野頭首工	堰	8.0	中央	階段式	△	×	△																																																																																																																			
4	日笠頭首工	堰	9.2	魚道無し		×	— 魚道無し	×																																																																																																																			
5	武生頭首工	堰	9.5	左岸	階段式	△	×	△																																																																																																																			
6	塔ノ下床固工	床固	9.9	全面	斜路式	○	△	○																																																																																																																			
7	成之部床固工	床固	10.4	左岸	斜路式	△	×	△																																																																																																																			
8	世野見井堰	堰	10.6	左岸	階段式	×	×	×																																																																																																																			
9	堤頭首工(堤床固工)	堰	11.8	右岸	斜路式	×	×	×																																																																																																																			
10	孫城床固工	床固	11.7	全面	斜路式	— 堤体自体が魚道	×	×																																																																																																																			
11	三宅下河原井堰	堰	13.0	右岸	階段式	×	×	×																																																																																																																			
12	三宅頭首工	堰	13.8	左岸	階段式	×	×	×																																																																																																																			

【点検結果の考察】

北川においては今後河川改修（堰の統廃合）を進めていくうえで、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全について検討、対策及びモニタリングを実施していくものとする。

また、必要に応じて学識者等の意見やアドバイスを参考に事業に活かしていくものとする。

事業進捗点検		No013-015	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度			
			河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項					
			P3-9	P4-9					
項目	4. 2 河川の維持の目的、種類及び施工の場所								
内容	概ね5年間に実施する具体的な維持管理の内容を定めた維持管理計画と、年間の具体的な実施内容を定めた実施計画を作成。河川の状態の変化及び維持補修の結果を河川カルテとしてとりまとめ、維持管理の状態を評価し、必要な措置を実施。								
指標	・維持管理の実施状況								
点検方法	・維持管理計画、実施計画の作成状況の確認 ・河川カルテへの記録状況の確認								

進捗状況																																												
<p>【点検結果】</p> <p>1. 維持管理計画の作成</p> <p>平成18年より維持管理に必要な事項や時期のデータ収集を始め令和元年度に北川河川維持管理計画を更新し、福井河川国道事務所のHPにおいて公開している。</p> <p>2. 維持管理実施計画の作成</p> <p>維持管理計画に基づき、実施計画（川の安全・安心カレンダー）を、平成31年4月～令和2年3月の年間スケジュールとして策定している。</p> <p>3. 河川カルテの記録(H19～)</p> <p>河川カルテ（平面図）には、基本情報として次に示す事項を記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事履歴 ②被災履歴 ③河道の変動状況 ④水衝部の発生位置 ⑤洗掘の状況 ⑥堤防の異常、変状（亀裂・漏水等） ⑦施設本体及び周辺の異常 ⑧不法行為 <p>また、カルテには、対応状況を記録している。</p> <p>カルテの作成、更新の状況を以下に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>累積延件数</td> <td>122</td> <td>139</td> <td>175</td> <td>242</td> <td>313</td> <td>447</td> <td>532</td> <td>644</td> <td>512*</td> <td>455*</td> </tr> <tr> <td>年度新規件数</td> <td>17</td> <td>36</td> <td>67</td> <td>71</td> <td>16</td> <td>134</td> <td>85</td> <td>112</td> <td>260*</td> <td>215*</td> </tr> <tr> <td>対応済件数</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>10</td> <td>84</td> <td>132</td> <td>12</td> <td>328</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は、同一箇所の変状におけるカルテの統合により、過年度からの累積延件数及び新規件数とは異なる。</p> <p>【点検結果の考察】</p> <p>河川カルテによる優先度を総合的にランク分けし、河川管理施設として機能に支障が生じているものから、補修を実施していく。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">河川カルテ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>河川巡視日誌(巡視結果記録票)</p>  </div> <div style="width: 45%;"> <p>河川巡視日誌(巡視結果記録票)</p>  </div> </div> </div>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累積延件数	122	139	175	242	313	447	532	644	512*	455*	年度新規件数	17	36	67	71	16	134	85	112	260*	215*	対応済件数	11	9	3	6	10	84	132	12	328	157
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1																																		
累積延件数	122	139	175	242	313	447	532	644	512*	455*																																		
年度新規件数	17	36	67	71	16	134	85	112	260*	215*																																		
対応済件数	11	9	3	6	10	84	132	12	328	157																																		

事業進捗点検	No016	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度		
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項				
		P3-9	P4-9				
項目	4. 2. 1 河川管理施設等の機能維持 (1) 河川管理施設の状態の把握						
内容	河川を良好に維持管理するため、河川巡視により日常的に状況を把握。施設を良好な状態に保つため、必要な点検を実施。						
指標	・河川巡視と施設点検の実施状況						
点検方法	・巡視状況と点検状況の確認						

進捗状況

【点検結果】

河川管理施設の状態を把握することを目的として、以下に示す区間に對して巡視を実施。

対象河川	堤防延長
北川	15.2km
遠敷川	1.3km

河川巡視として、令和元年度は平常時巡視を102回（2巡/週）実施し、出水時、災害・事故発生時の緊急時巡視は実施していない。

河川管理施設詳細点検として、出水期前後に目的別巡視を2回実施。（目的別巡視とは、堤防や樋門といった個別の箇所に限定した箇所を徒步により点検）

結果については、河川カルテに記録。

平成24年度からは国管理河川においては職員が徒步で堤防を点検する通知が発出され、北川おいても実施。



平井川樋門点検の実施状況（R1.6.10）



河川巡視の実施状況（R1.7）

【点検結果の考察】

河川管理施設点検（堤防点検含む）結果は、早急に対応するものは確認されなかった。今後も点検を実施し、平時より河川カルテに記録することにより変状の把握に努める。

事業進捗点検	No017	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度	
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項			
		P3-9	P4-9			
項目	4. 2. 1 河川管理施設等の機能維持 （2）堤防、護岸等の維持管理					
内容	堤防天端及び堤防法面の補修。護岸の補修、根固工等による洗掘対策などの実施。					
指標	・堤防、護岸等の維持管理状況					
点検方法	・維持管理状況の確認					

進捗状況

【点検結果】

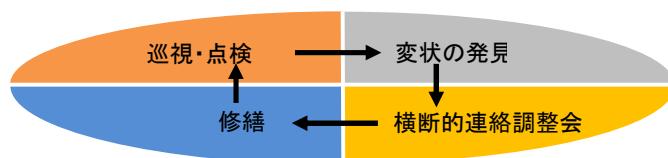
1. 堤防の補修実績

点検の結果、平成29、30、令和元年度において補修箇所は無かった。

2. 護岸の補修実績、洗掘対策等の実績

護岸等の河川管理施設の補修については、以下のようなサイクルで巡視から修繕までを実施。

令和元年度に若狭町下野木地先他において応急復旧として護岸の補修を実施。



3. 堤防除草の実施状況、その際の安全確保やコスト縮減の取り組み

1) 堤防除草の実施状況

年間2回の除草を実施。

平成29年 : 1,144千m²/2回・年

平成30年 : 1,130千m²/2回・年

令和元年 : 1,144千m²/2回・年



2) 堤防除草の際の安全確保

作業受注者に対して契約図書等で安全配慮項目を記載するとともに、現場条件に即した安全管理の徹底を指導。

3) コスト縮減の取り組み

刈草を地域と協働して堆肥化し、無償配布を実施。

縮減額は

平成29年 : 約0.6百万円

平成30年 : 約0.3百万円

令和元年 : 約0.3百万円

であった。



4. 占用区域内の除草指導などの状況

占用許可時に許可条件として申請書に明記するとともに、北川出張所より占用者に指導。

令和元年11月24日堆肥無償配布状況

【点検結果の考察】

コスト縮減の取り組みとして、平成24年度は試験的に刈草を嶺南牧場へ運搬したが、石等の不純物が多く飼料として適さないとの指摘から、平成26年度からは毎年、刈草の堆肥化による処分費用の縮減に取り組んでおり、今後も継続して実施する。また、九頭竜川で実施している除草ロボットを用いた自動除草による人件費削減についても、北川での導入を検討していく。

事業進捗点検	No018	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-9	P4-9	R21まで 継続	毎年
項目	4. 2. 1 河川管理施設等の機能維持 (3) 河川構造物等の維持管理				
内容	水門、樋門・樋管等の適切な維持管理の実施。機械設備等は作動可能な状態を保持するため、定期的な点検や必要な維持修繕の実施。施設操作の確実性の向上。				
指標	・河川管理施設の維持管理の実施状況				
点検方法	・点検、整備による状態評価や、それに基づく施設の補修等の状況 ・操作の確実性を向上させるための施策の状況				

進捗状況

【点検結果】

1. 水門、樋門・樋管等の維持管理

対象施設となる水門・樋門（4施設：三味線堀樋門、市ヶ渕樋門、中川水門、平井川樋門）の点検は機械設備等の良好な状態を保持するため、月1回の点検を年12回、北川が有するべき治水上の機能を確保することを目的とした出水期前点検を年1回実施。平成30年度、令和元年度は異常はなかった。

中川水門において、扉体塗装塗替等を平成30年度に実施。

①：中川水門 ゲート塗装塗替（平成30年度）



実施前



実施後

【点検結果の考察】

平成30年に策定した施設の長寿命計画をもとに老朽化した箇所の計画的な更新を行っている。引き続き、毎年実施する定期点検の結果等から損傷状況を日常的に把握し、施設更新及び補修を進めていく。

出水期前に各施設において操作員とともに講習会及び操作訓練を行い、施設操作の確実性向上を図っている。また、令和2年度には近傍の河川事務所から監査員が派遣され、管内の4つの水門・樋門において操作の適切かつ確実な実施及び、操作業務の情報共有のための監査を実施している。



講習会の様子 令和2年6月



樋門監査の様子 令和2年8月

事業進捗点検	No019	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-9	P4-10		
項目	4. 2. 1 河川管理施設等の機能維持 (4) 許可工作物				
内容	定められた許可条件に基づき適正に管理されるよう施設管理者に指導。				
指標	・許可工作物の維持管理に関する指導の状況				
点検方法	・点検や対策の指導状況 ・改善措置の指導状況				

進捗状況

【点検結果】

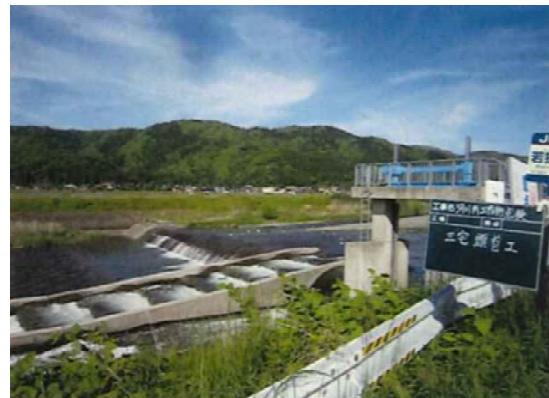
1. 許可工作物の維持管理

許可工作物の維持管理については、毎年1回、出水期前に施設点検を指示している。

施設の点検状況



瓜生第一排水樋門 (R1.5.8 点検)



三宅頭首工 (R1.5.8 点検)

2. 河川法不適合施設の改善指導

平成29年度、平成30年度及び令和元年度の点検結果において、改善措置の実施に該当した施設はない。

なお、許可申請の更新時においては、平成29年度に橋梁2件、平成30年度に橋梁3件及び令和元年度に橋梁1件の改善指導を行った。指導内容は、6件ともに構造令不適合施設に対する許可条件の付与である。

【点検結果の考察】

引き続き適切な指導を続けていく。

事業進捗点検	No020	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度		
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項				
		P3-9	P4-10				
項目	4. 2. 2 河川区域の管理 (1) 樹木の伐採と管理						
内容	河道内の樹木については、樹木の成長や繁茂の状況などについて、調査を実施する。なお、洪水時に流水の阻害となる樹木群については関係者と協議しながら適正な対策を検討し、河川環境の保全・回復に配慮しつつ伐採を実施し、河道内の流下能力を維持する。また、発生する草木等の処理方法については、他の河川事例も参考にしながら、新たな技術導入を検討し、コスト縮減を図るよう努めていく。						
指標	・樹木の伐採と管理の実施状況						
点検方法	・樹木の伐採と管理の実施状況の確認						

進捗状況

【点検結果】
河川管理上の支障と認められる樹木については、河川環境に配慮しつつ伐採を実施した。
過去5年間では、平成28年度に5,600m²、令和元年度に5,200m²樹木伐採を実施した。

【点検結果の考察】
北川は平成28年度に樹木伐採計画が策定されている。伐採の効果継続は伐採のみで3年、伐採+除根、樹皮剥皮、薬剤塗布等で6年とされている。北川においては経済的な伐採+除根を行っているが、これらの効果継続確認のために、今後、伐採範囲のモニタリングを行い再繁茂状況を把握していく。モニタリング手法としては従来の目視以外に、新技術の試行としてレーザー測量による点群データを用い、過年度との比較により繁茂箇所、樹高、密生度、樹冠幅の変化から再繁茂状況を把握し、流下能力不足や河川管理施設への影響など河道状況の適切な維持管理に努めていく。

伐採の実施にあたっては、日本野鳥の会や漁業協同組合などの環境保護団体にも説明を行っており、引き続き、周辺環境にも配慮しながら伐採及び河道管理を進めていく。

また、伐採木の幹部分は県内で薪材としての需要があり、九頭竜川や日野川においては引き取り希望者に配付することで処分に要するコスト縮減の実績があることから、今後、嶺南地域においても需要の有無を調査し、コスト縮減に努めていく。

レーザー測量による繁茂状況の把握

公募での樹木の無償配布（九頭竜川）

事業進捗点検	No021	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度		
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項				
		P3-9	P4-10				
項目	4. 2. 2 河川区域の管理 (2) 河道の管理						
内容	河道の変動状況及び傾向を把握し、堆積土砂等が河川管理上の支障となる場合や現状の保全・回復のため必要な場合は維持掘削などを実施。総合的な土砂管理の観点から、河床材料や河床高等の経年的な変化だけでなく、土砂の生産源、生産量、州を形成している土砂の粒径の把握等により土砂の挙動について調査。						
指標	<ul style="list-style-type: none"> 河道内堆積土砂の把握と維持掘削の実施状況 土砂の挙動に関する調査の実施状況 						
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> 河道内堆積土砂の把握と維持掘削の実施状況の確認 土砂の挙動に関する調査の実施状況の確認 						

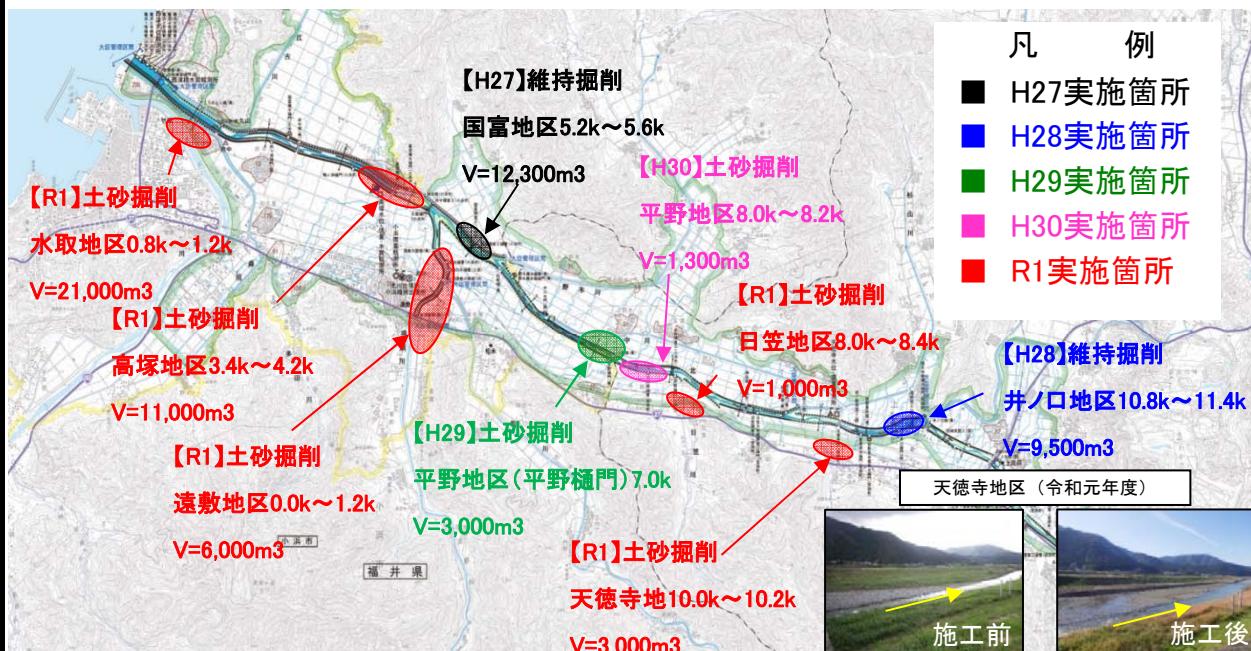
進捗状況

【点検結果】

平成22年度に土砂の挙動に関する将来予測を実施。河口部(0~1.4K)で土砂堆積の発生が懸念される結果となった。

平成23年台風2号出水で平井川樋門の施設周辺に土砂が堆積したため、維持掘削(約300m³)を実施。

平成25年台風18号により堆積した土砂の維持掘削を平成27年度に12,300m³実施、平成28年度に9,500m³実施、平成29年度に3,000m³実施、平成30年度に1,300m³実施、令和元年度に42,000m³実施。



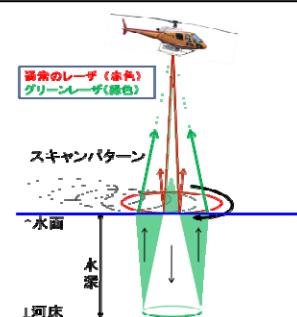
【点検結果の考察】

河川管理施設に影響のある箇所や、流下能力を阻害する箇所等について維持掘削を実施している。

今後、掘削範囲のモニタリングを行い土砂の経年的な堆積状況を把握していく。モニタリング手法としては従来の目視以外に、新技術の実行としてレーザー測量による点群データを用い、過年度との比較により土砂の堆積状況や挙動を確認し、河床高や低水路河積への影響など把握して河道状況の適切な維持管理に努めていく。

掘削に伴う土砂の処分費用が課題となる中、関係市町に受け入れ先の確保をお願いし、処分に要するコスト縮減に努めている。

航空機による河床のレーザー測量



航空機からレーザー光を発射することで、河床の測量を行う航空レーザー測量の技術。

通常の赤色レーザーより波長の短い緑色レーザーを使用することで水中の地形を計測できるようにしたもの。

事業進捗点検	No022-023	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年 R21まで 継続	点検頻度 毎年
		河川整備計画の目標 に関する事項	河川の整備の実施 に関する事項		
		P3-9～P3-10	P4-10～P4-11		
項目	4. 2. 2 河川区域の管理 4. 2. 3 河川空間の利用	(3) 不法投棄の防止 (1) 河川空間の占用 (2) 河川環境を損なう利用のは是正			
内容	巡視により不法投棄を監視・防止。塵埃処理を行い、減量化に向け地域住民や関係団体と連携。啓発活動を実施。 河川利用及び安全確保のあり方の情報提供や啓発活動を実施。 河川愛護・美化思想や河川利用に対するモラルを啓発。迷惑行為啓発活動実施計画や違法行為是正実施計画の作成。				
指標	・不法投棄の防止の実施状況 ・河川空間の占用に関する情報提供や啓発活動の実施状況 ・河川環境を損なう利用のは是正状況				
点検方法	・不法投棄の監視、防止に関する実施状況の確認 ・河川空間の占用に関する情報提供や啓発活動の状況の確認 ・河川環境を損なう利用のは是正状況の確認				

進捗状況

【点検結果】

1. 河川巡視の実施

河川巡視については、1週間で、国管理区間を2巡するの行程で実施。



巡視車両による巡視

2. 美化・清掃活動の継続的な実施と支援・啓発活動の実施

河川敷において実施される地域の清掃活動にも職員が参加するとともに、軍手の提供やゴミばさみの貸与等を実施。

3. 河川空間の利用に関する情報提供

河川占用にかかる事前相談や協議に際し、河川の適正利用及び安全確保等に関する情報提供や指導をその都度実施。



河川愛護月間の懸垂幕



河川愛護月間のポスター

4. 河川愛護月間における啓発活動

河川愛護月間には、河川の安全かつ適切な利用、良好な河川環境の保全・再生への取り組みの推進、河川愛護意識の醸成を目的に、懸垂幕、ポスターの掲示等を行っている。また愛護月間に合わせて河川愛護モニターの委嘱式を行い、SNSで公開している。

5. 河川環境を損なう利用状況のは是正

河川環境を大きく損なうような迷惑行為や違法行為等は特に見られないが、投棄ゴミに対してはその都度回収し、良好な河川空間の維持に努めている。

【点検結果の考察】

引き続き、河川利用のモラル向上、迷惑・違法行為の防止を目的に、河川愛護月間や、占用申請者との事前相談や協議の機会を利用し、関係機関等（NPO、沿川住民等）との連携・協力を図っていく。なお、より効果的な行事の実施に向け、引き続き改善を行っていく。

事業進捗点検		No024-026	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
			河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
			P3-6	P4-11	R21まで 継続	毎年
項目	4. 2. 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 (1) 河川水の利用 (2) 流水の正常な機能の維持 (3) 渇水時の対応					
内容						
指標	・河川水の利用の調整状況 ・水不足の発生状況					
点検方法	・調整状況の確認 ・水不足の発生状況の確認					

進捗状況

【点検結果】

1. 水利権許可の件数、内容（新規、慣行水利権の法定化）
 - 1) 新規
H24年度以降、該当案件無し。
 - 2) 慣行水利権の法定化
H24年度以降、該当案件無し。
(慣行水利権無し)
2. 水利用、河川環境等に関する情報共有及び相互理解を図るため水利用情報交換会を開催
(平成11年度に設立後、年1回開催し、R1まで合計21回開催)
令和元年6月14日(金)に開催した第21回北川水系水利用情報交換会においては、水利用、水質・水文状況等の報告とあわせ、今後、本会議を渇水調整の場として活用していくことについて確認を行った。
なお、本会議は、上(工)水事業者、電力会社、土地改良区等からなる利水者と河川管理者とで構成されている。



水利用情報交換会の開催状況

3. 水利権に対する調整の状況
該当なし。

【点検結果の考察】

水利用情報交換会は、合理的な水利用及び河川環境の保全等のために情報共有や意見交換を行う場として、今後も有効に活用していく必要がある。特に渇水調整の場としての機能を具体化させるための枠組み作りに向けた取り組みとして、「渇水対応タイムライン作成のためのガイドライン」についての情報共有を担当者間で行うなどしている。

事業進捗点検		No027	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年 R21まで 継続	点検頻度 毎年
			河川整備計画の目標 に関する事項	河川の整備の実施 に関する事項		
			P3-8	P4-12		
項目	4. 2. 4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持		(4) 水環境（水質）			
内容	「九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会」による実態把握と防止対策の実施。水質事故対応への関係機関の連携強化、事故処理の訓練、事故発生時の迅速な対応、水質事故防止に向けた啓発の実施。					
指標	・水環境に関する施策の実施状況 ・水質の経年変化					
点検方法	・水環境に関する施策の実施、調整状況の確認 ・水質の経年変化の確認					

進捗状況

【点検結果】

1. 水質保全に向けた取り組み

1) 九頭竜川・北川水系河川水質汚濁防止連絡協議会の実施状況

委員会、幹事会を毎年1回開催（R1. 11. 1開催）

公共用水域の水質測定結果、特定事業所での水質検査結果、水質事故発生状況等について情報共有するとともに、水質事故防止に向けた啓発活動推進を確認。

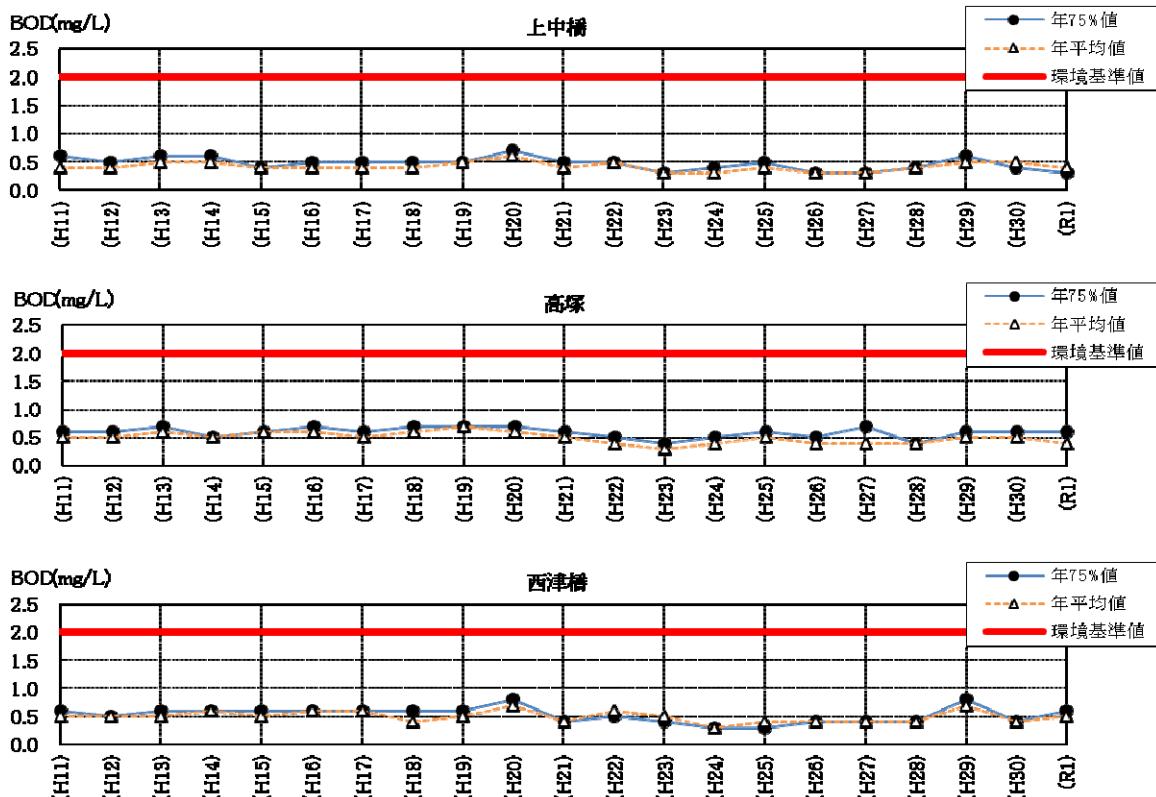
2) 水質事故の発生状況

北川水系では令和元年は水質事故発生はありませんでした。

（平成26年は1件、平成27年は0件、平成28年は1件、平成29年は0件、平成30年は0件）
事故対応においては、関係機関との連携により適切な情報連絡及び対策を実施していきます。

2. 水質の経年変化

北川高塚地点（A類型 BOD2.0mg/L以下）での水質測定結果によると、平成29年のBOD75%値は0.6mg/l、平成30年のBOD75%値は0.6mg/l、令和元年のBOD75%値は0.6mg/lであり、環境基準値以下を維持している。



【点検結果の考察】

水質事故対応においては、引き続き関係機関と連携し実施するとともに、水質事故防止に向けた啓発活動を推進していく。

事業進捗点検	No028-029	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度	
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項			
		P3-7	P4-12～P4-13	R21まで継続		
項目	4. 2. 5 河川環境に関する事項 (1) 外来種 (2) 河川景観					
内容	外来種の実態把握と監視。河川景観の保全。					
指標	<ul style="list-style-type: none"> 外来種の把握と監視状況 河川景観の保全状況 					
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> 外来種の把握と監視状況の確認 河川景観の保全状況の確認 					

進捗状況

【点検結果】

1. 外来種

生物の生育・生息環境に関する調査として、河川水辺の国勢調査を実施している。平成22年度以降の調査結果より、確認種、重要種、外来種についてまとめると、下表のようになる。（出典：河川環境データベースHP【確定値】）

実施年度	内容	確認種	重要種	特定外来種	調査地区数	備考
H22	河川環境基図作成調査	101	2	2	北川11・遠敷川10	確定値
H24	鳥類調査	77	8	0	北川29・遠敷川13	確定値
	植物調査	382	3	4	北川 2・遠敷川10	確定値
H25	底生動物調査	213	3	0	北川 4・遠敷川11	確定値
H26	魚類調査	61	13	0	北川 5・遠敷川11	確定値
H27	河川環境基図作成調査	93	2	4	北川 5・遠敷川14	確定値
H28	陸上・昆虫類等調査	698	4	0	北川 5・遠敷川14	確定値
H29	両生類・爬虫類・哺乳類	6・6・16	3・1・0	0・0・1	北川 2・遠敷川11	確定値
H30	底生動物調査	240	3	2	北川 4・遠敷川11	確定値
R1	魚類調査	62	17	1	北川 5・遠敷川11	暫定値

また、河川水辺の国勢調査による外来種の経年変化（過去3回）は以下の通りである。

調査項目	【調査年度】 外来種、○内は特定外来種			主な特定外来種
魚類	(R1)	1(0)	(H26)	2(2) (H21)
底生動物	(H30)	4(0)	(H25)	3(0) (H20)
植物	(H24)	93(4)	(H16)	90(2) (H11)
鳥類	(H24)	1(0)	(H15)	1(0) (H10)
両生類・爬虫類・哺乳類	(H29)	0・0・2 (0・0・1)	(H19)	0・1・4 (0・0・2) (H14)
陸上・昆虫類等調査	(H28)	10(0)	(H18)	11(0) (H13)
				7(0)

平成30年度以降、住民への呼びかけとして、小浜市と協力しチラシの各戸配布による周知を実施。

平成24年度から、北川管内で確認された特定外来種である「オオキンケイギク」について、巡回による監視及び抜き取り駆除を継続実施するなど、防除（駆除）に努めている。

令和元年度は、地元（小浜市）広報誌に特定外来種の防除に関する記事が掲載されている。

2. 河川景観

平成27年度の河川環境基図作成調査による早瀬及び淵の箇所数は、それぞれ74箇所、7箇所を確認。

【点検結果の考察】

オオキンケイギクについては、これまでの取組により、近年（H31以降）減少傾向にありますが、今後も河川巡視により確認するとともに、地域住民や関係機関と協力・連携し防除（駆除）に努めていくものとする。

河川景観については、瀬と淵の状況を水辺の国勢調査で継続して調査を行う。



国土交通省 福井河川国道事務所

福井県

小浜市

オオキンケイギク です。

【法令に基づく特定外来生物*に指定されています。】



■オオキンケイギクは、繁殖力がとても強く、放置しておくと、ごの地域の本來あった草花が取って代わり、景觀や生態系が一変します。

■特定外来生物：法令による規制（以下は一部）や罰則があります。

・越境、監視、生きたままの運搬

→ 原産禁止

・野外へ放つ、植える及びふるすこと

→ 禁止

ナミコ (原産の本來あった草花(例))

【防除(駆除)にご協力を!】

■されいな花ですが、地域の生態系へ影響を与えるので、防除(駆除)が必要です。皆様のご協力をお願いいたします。

自宅や道ばたに生えていたら、

①根から引き抜いて

②泥を落として、乾かして

（2日ほど天日干し）

③種が飛ばないようにして

（ごみ袋は密閉する）

↓

④燃やすごみへ

【 月 日 年 】

〔 0770-56-1764 〕

福井県 長安管理部 台原管理課

[0776-20-0306]

小浜市 生活環境課

[0770-53-1111]

QRコード

* 特定外来生物: 令和元年4月1日現在の「特定外来生物」に該当するもの。

事業進捗点検	No030	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-4	P4-14	R21まで 継続	
項目	4. 2. 6 危機管理に関する事項 （1）観測施設の保守点検及び観測機器・通信経路の二重化 （2）ハザードマップの普及・支援 （3）洪水予報の充実 （5）水災害の予防・防止				
内容	観測施設の保守点検、機器・通信経路の二重化の実施。 ハザードマップの普及・支援。洪水予報の充実。 庁舎の耐水化（発電機の浸水対策）・耐震化対策。樋門遠隔操作。				
指標	・危機管理に関する施策の実施状況				
点検方法	・危機管理に関する施策の実施状況の確認				

進捗状況

【点検結果】

1. 観測施設の保守点検と観測機器・通信経路の二重化

毎年度、福井管内水文観測所保守点検業務により、雨量、水位観測所の毎月点検及び臨時点検を実施。

対象とする観測所：雨量4観測所、水位4観測所

洪水予報に関わる1種水位観測所（高塚）について、観測機器の二重化は完了（平成9年度）。

2. ハザードマップの普及・支援

平成28年6月に想定最大規模の浸水想定区域の見直しを行い公表している。令和元年3月末現在、国管理区間沿川1市1町（小浜市、若狭町）において、想定最大規模のハザードマップの改訂作業中。今後各市町の改訂作業について積極的な技術的支援を行う。

3. 洪水予報の充実

令和元年度は、洪水予測システムやリアルタイムはん濫予測システムなどの予測精度向上を進め、洪水予警報等を的確に行っていく。

4. 住民への情報提供

インターネットにより、雨量、水位、水質、ダム情報、洪水予報、水防警報、ダム放流通知や河川情報としてライブ映像について、リアルタイムで発信し、洪水時、異常渇水や水質事故等が発生時等には福井県、報道機関への映像提供を行っている。

- ・川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- ・福井県河川・砂防総合情報 <http://ame.pref.fukui.jp/>
- ・九頭竜川・北川 河川ライブ映像 <http://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/kasen/cctv/index.html>
- ・浸水ナビ <https://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

5. 庁舎の耐水化・耐震化

北川出張所の耐水化・耐震化は平成20年度完了。福井河川国道事務所については耐水化が平成18年度に完了し、耐震化対策を平成26年度より実施し令和元年度に完了。

6. 樋門遠隔操作

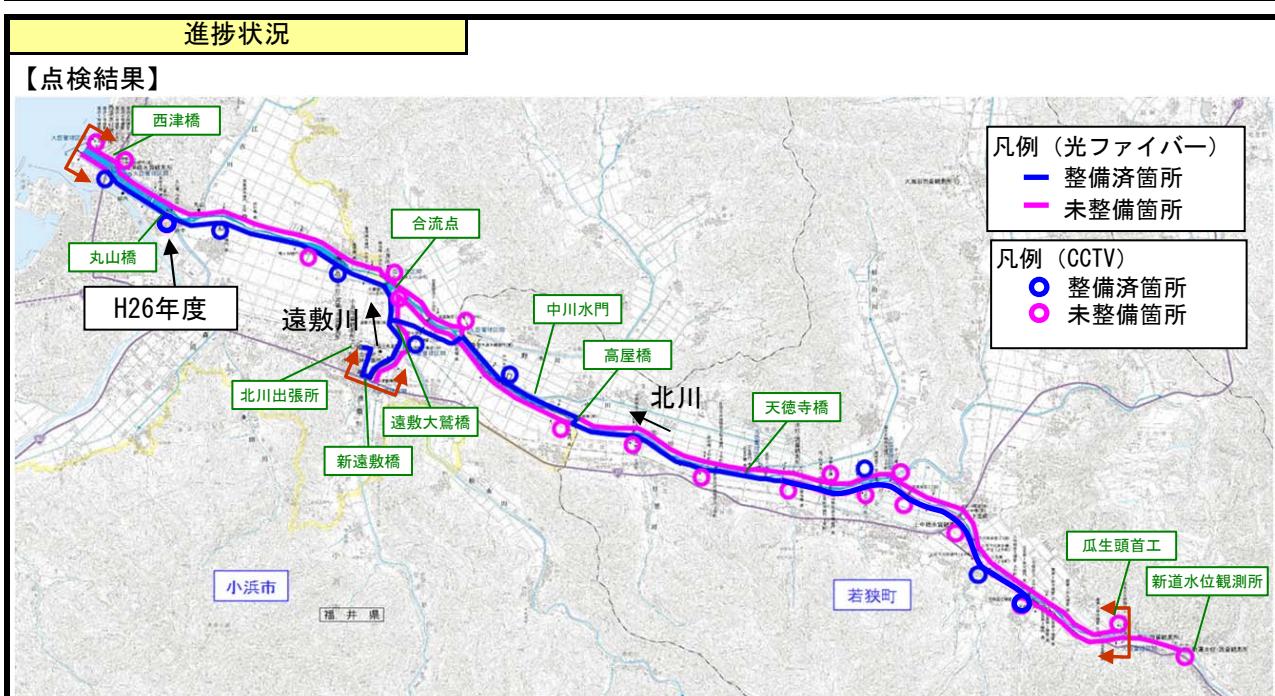
樋門遠隔操作については3箇所（三味線堀樋門、中川水門、平井川樋門）で計画しているものの、令和元年度では未実施であり、実施に向けて、今後準備を進めていく。

【点検結果の考察】

観測機器・通信経路の二重化については、今後未実施区間の整備を進める。

今後樋門遠隔操作に向けて個々のハード・ソフトの整備を進める。

事業進捗点検		No031	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度	
			河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項			
			P3-4	P4-14			
項目	4. 2. 6 危機管理に関する事項 (4) 住民への情報提供						
内容	流域内の洪水時における河川情報や現地映像を迅速、的確に収集するため、光ファイバーケーブルを延伸し、河川管理用カメラを増設。						
指標	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバーケーブルの整備状況（整備延長） CCTV整備の進捗状況（率・箇所） 						
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> 光ファイバーケーブルの整備状況（整備延長）の確認 CCTV整備の進捗状況（率・箇所）の確認 						



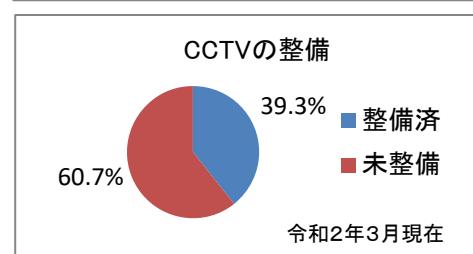
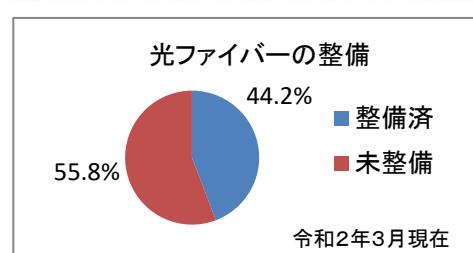
○光ファイバーケーブルの整備

H15年度より左岸においては西津橋～遠敷川合流点を整備し(H15年度)、遠敷川左岸においては北川合流点～管理区間終点を整備した(H15年度)。また、遠敷大鷺橋～中川水門、遠敷橋梁付近～北川出張所を整備した(H15年度)。さらに、右岸において中川水門～七屋橋を、左岸において七屋橋～天徳寺橋を整備した(H22年度)。

今後は、左岸の新道水位観測所までの残りの区間と、右岸の瓜生頭首工までの区間において整備の必要がある。北川および遠敷川の国管理区間にに関する計画延長34.4kmのうち、整備延長は15.2kmであり、整備率としては44.2%である。【R1年度末】

○CCTVの整備

計画設置箇所28のうち、11箇所について整備済みである。整備率としては39.3%である。【R1年度末】



【点検結果の考察】

光ファイバーについては、北川において片岸のみの整備となっており、1本の光ケーブル内でループを構築しているため、ケーブルの切断により通信不通となる。河川管理に必要な整備状況に至っていないことから、計画的に整備を進めていく必要がある。

CCTVについては、浸水想定区域内の地区で必要となる洪水情報を収集するため、増強が必要である。重要水防箇所については、機器・通信経路・電源の二重化の必要性を検討する必要がある。

事業進捗点検	No032	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		P3-8	P4-15		
項目	4. 3. 1 河川に関する学習				
内容	防災・環境・事業展開等の出前講座を実施。「河川愛護月間」や「水生生物調査」などを通じて、河川事業や河川環境の啓発活動を実施。				
指標	・出前講座や啓発活動の実施状況				
点検方法	・出前講座や啓発活動の実施状況の確認				

進捗状況

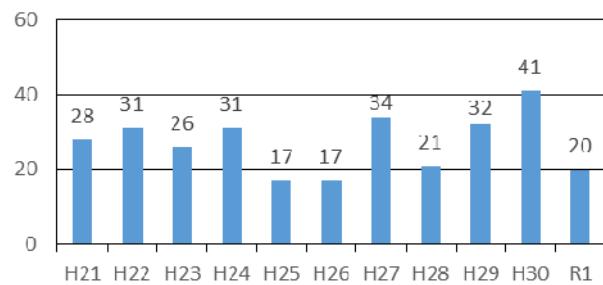
【点検結果】

- 出前講座の実施状況
実績なし。
- 水生生物調査の実施状況
「水生生物で知る川の健康 川の素顔・命の水」と題して調査を実施。
令和元年度には7月31日に実施し、20名の参加があった。
北川の河川環境を知っていただく良い機会となっている。

水生生物調査の実施状況



参加者数



- 防災コンテスト、防災補助教材
平成26年度から実施している福井豪雨から10年を契機とした啓発活動の一環として、県内の小学生とその家族を対象に、防災コンテストを開催した。また、防災補助教材を制作し、県内全小学校や図書館に配布し、各種イベントや自治体の（県・市）出前授業などで活用して頂いた。

コンテストちらし



コンテスト最優秀作品
令和元年度



防災補助教材



【点検結果の考察】

水生生物調査については、引き続き継続し河川環境の啓発を行う。
平成26年度に取り組んだ「福井豪雨から10年を契機とした啓発活動」について、防災コンテストを引き続き実施する。
また、防災コンテストの広報も含め、「ふくいの水防災を考える会」の自治体も積極的に出前講座を実施していく。

事業進捗点検	No033	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
		—	P4-15		
項目	4. 3. 2 河川工事における配慮				
内容	定期的な水質調査、河川水辺の国勢調査等による周辺の動植物生息状況等の調査を実施。河川工事において濁水等の発生に配慮して、河川環境への影響を軽減。				
指標	・環境に関する調査状況や河川工事における環境面からの対応状況				
点検方法	・水質調査、河川水辺の国勢調査等の実施状況 ・河川工事における環境面からの対応状況				

進捗状況

【点検結果】

1. 水質調査・生物調査

水質調査結果については個表No. 27に示したとおりである。

生物の生息状況等については、河川水辺の国勢調査により、「魚類調査」、「底生動物調査」、「植物調査」、「鳥類調査」、「両生類・爬虫類・哺乳類調査」、「陸上昆虫類等調査」の 6 項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川環境基図作成調査」を行っている。

近年の調査結果については、「4. 2. 5 河川環境に関する事項」個表No. 28-29に示している。

2. 河川工事に際しての配慮

河道内樹木を伐採する工事については、事前に日本野鳥の会と協議し、工事実施時期等についてアドバイスを頂き適切に工事へ反映している。また、濁水が発生する工事については、漁業関係者等へ濁水対策等の工法について説明し、問題の無いことを確認した上で適切に対策を講じている。



汚濁防止フェンスの設置状況(令和元年11月)

【点検結果の考察】

水質調査や水辺の国勢調査については、計画に基づき適切に実施できている。

今後も整備計画に基づき河川工事を継続実施する必要があることから、引き続き河川環境調査を実施するものとし、更にはその結果を適切に工事に反映できるように関係機関、学識経験者等と連携をとりながら事業を実施していくものとする。

事業進捗点検		No034	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度
			河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項		
			—	P4-15	R21まで 継続	毎年
項目	4. 3. 3 モニタリング					
内容	河川事業が自然環境に与える影響を評価するため、「河川水辺の国勢調査」等の環境モニタリングを継続的に実施。モニタリング結果等の環境情報については、ホームページ等で公表。住民等が情報を収集しやすい環境を整備。					
指標	・モニタリングの実施と公表状況					
点検方法	・実施状況の確認					

進捗状況

【点検結果】

1. モニタリングの実施

河川環境に関するモニタリングについては、河川水辺の国勢調査により、「魚類調査」、「底生動物調査」、「植物調査」、「鳥類調査」、「両生類・爬虫類・哺乳類調査」、「陸上昆虫類等調査」の6項目の生物調査と、植生図と瀬・淵や水際部の状況等を調査する「河川環境基図作成調査」を行っている。
近年の調査結果については、「4. 2. 5 河川環境に関する事項」個表No. 28-29に示している。

2. 環境情報の公表

河川水辺の国勢調査については、「河川環境データベース」として国土交通省ホームページを通じて公表している。

<http://www.nirim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/index.html>

【点検結果の考察】

得られたデータから、河川環境情報図を作成し、河川事業が環境へ及ぼす影響を検証することで、事業に活用・反映させていく。

事業進捗点検	No035	整備計画本文との対応（ページ）		整備目標年	点検頻度		
		河川整備計画の目標に関する事項	河川の整備の実施に関する事項				
		P3-10	P4-15				
項目	4. 3. 4 地域住民、関係機関との連携						
内容	地域住民と連携した河川整備の実施。河川管理者と住民等との協働による維持管理。河川愛護モニター・地域住民等からの情報収集とそれらを活かす環境整備。河川環境に関する普及啓発の実施。関係機関と連携した諸課題への取り組み。						
指標	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等との連携による河川整備、河川管理の実施状況 ・河川環境に関する普及啓発の実施状況 						
点検方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等との連携による河川整備、維持管理の実施状況の確認 ・河川愛護モニター・地域住民との連携による活動状況の確認 ・河川環境に関する啓発活動の実施状況の確認 						

進捗状況

【点検結果】

1. 住民等と連携した河川整備、維持管理の実施
地域住民が実施する河川清掃活動には、ゴミ袋の配布及び用具の貸与を実施。
河川整備、維持管理による工事等には、丁寧に説明すると共に地域住民の声を拝聴し実施。
2. 地域住民や住民団体との情報連携体制づくり
河川愛護モニターから、水質、河川利用、河川環境などに関して情報収集を実施し、地域との連携を深めている。
令和元年度には2名のモニターが活動しており、定期報告を24回（12回×2名）受けている。河川愛護モニターとして活動するにあたり、当初の委嘱式の場で意見交換を行い、住民の川に対する強い思いなどを聞き、河川管理に反映するよう心懸けている。
モニターから毎月いただく主な報告内容は、河川利用状況、地域住民と河川との関わり等についてである。
河川工事を行う際は、関係機関等と河川環境への負荷やその対策等について意見交換し工事に反映している。
3. 河川と流域社会の関わり
平成30年度までは北川に繁殖する特定外来生物（オオキンケイギク）の防除（駆除）にあたっては、地元の小浜市、若狭町と連携し防除（駆除）チラシの配布などを通じて啓発活動を行っており令和元年度は、地元広報誌に特定外来種の防除に関する記事が掲載されている。
詳細については「4. 2. 5 河川環境に関する事項」を参照。
4. 関係機関との連携
上記3. 河川と流域社会の関わりと同様

【点検結果の考察】

地域と連携した河川環境に関する啓発活動などは引き続き実施していくものとする。
河川愛護モニターについては、地域住民から見た河川の状況を知る重要な情報として、今後の河川の維持管理に繋げていくものとする。
住民と連携した河川整備、維持管理などは今後、実施に向けて検討・準備を進める。